Ⅲ 出資に関する記載

<国際金融等業務>

○出資業務の概要

海外で事業を行う者に対して、当該事業に必要な資金を出資すること等。

○当該出資業務の出資の目的及び根拠法の規定

国際協力銀行法第23条第1項

国際協力銀行は、第一条に掲げる目的を達成するため、次のうち我が国の輸出入若しくは海外における経済活動の促進又は国際金融秩序の安定に寄与するためのもの(以下「国際金融等業務」という。)を行う。

七 海外で事業を行う者(専ら海外投資を目的とする我が国の法人等で当該事業を行う者に対し出資するものを含む。)に対して当該事業に必要な資金を出資し、又は当該 出資を受けた者がその行う事業に必要な長期資金を借り入れる場合(我が国の法人等 から借り入れる場合を除く。)において、当該長期資金に係る債務を保証し、若しくは 当該長期資金に係る債務を保証した者(我が国の法人等を除く。)に対してその保証債 務を保証すること。

○出資先(出資比率が100分の20以上のもの)の名称及び事業内容等

名称	事業内容	出資目的	出資根拠	出資累計額	当初	出資比率
				(円)	出資年月日	(%)
FEGACE ASIA	アジア地域における、省エ	ESCO 事業への	本行法第 1 条及び	68, 275, 057	2004年8月18日	20.8
SUB-FUND, L.P.	ネルギー・再生可能エネル	投資	第 23 条第 1 項第 7			
	ギー事業への投資		号			

<海外経済協力業務>

○出資業務の概要

我が国又は開発途上地域の法人等その他の外務大臣が定める者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を出資すること等。

○当該出資業務の出資の目的及び根拠法の規定

国際協力銀行法第23条第2項

- 2 国際協力銀行は、第一条に掲げる目的を達成するため、次の業務(第一号及び第二号に規定する業務は、資金の供与の条件が開発途上地域にとって重い負担にならないよう金利、償還期間等について緩やかな条件が付されているものに限る。以下「海外経済協力業務」という。)を行う。
 - 二 我が国又は開発途上地域の法人等その他の外務大臣が定める者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。



○出資先(出資比率が 100 分の 20 以上のもの) の名称及び事業内容等

	1	ı	ı			1
名称	事業内容	出資目的	出資根拠	出資累計額	当初	出資比率
				(円)	出資年月日	(%)
日本ウジミナス(株)	ミナス・ジ゛ェライス州における 製鉄事業(年産 480 万 トン)		本行法第1条 及び第23条第2 項第2号		1967年4月3日	38. 4
日本アサハンアルミ ニウム(株)	北スマトラにおけるアサハン川の水力資源を活用した発電事業及びその電力によるアルヤ製錬(年産22万5千/シ)	製錬事業の事 業資金			1975年12月27日	50. 0
日本シンガポール石油化学(株)	ジュロン島におけるエチレン)等 石油化学製品の製造 (エチ レン/年産 100 万 トン等)		本行法第1条 及び第23条第2 項第2号		1977年8月22日	20.0
	アマゾン地域におけるアルミナ 生産 (年産 160 万 トッ) 及 びアルミ製錬(年産 40 万 トッ)	錬事業資金	本行法第1条 及び第23条第2 項第2号		1978年8月29日	44. 9

名称	事業内容	出資目的	出資根拠	出資累計額	当初	出資比率
				(円)	出資年月日	(%)
アメタノール(株)	アルジェへ、-ル工業地帯におけるメタノ-ルの製造(年産300万 ^ト シ)		本行法第1条 及び第23条第2 項第2号	693, 000, 000	1979年12月17日	30. 0
(株)	アルジュへ、ール工業地帯におけるエチレング・リコール等石油化学製品の製造(ポリエチレン年産75万トン、エチレングリコール年産135万トン)	石油化学製品 の製造事業資 金	及び第23条第2	25, 335, 000, 000	1981年6月17日	44.6
	民間レヘ・ルでの経済協力を推進するため、開発途上国の産業振興に貢献するプロジェクトに対する先導的投融資及びプロジェクトの発掘・形成を行う	振興に貢献す る事業への投	及び第23条第2	6, 300, 000, 000	1989年3月22日	38. 5
カフコジャパン投資(株)	fッタゴン市における尿素 (年産 57 万トン) 及びアンモ ニア (年産 50 万トン) の製 造	モニア製造事		2, 330, 300, 000	1990年7月27日	46. 4
	大連市経済技術開発区 において、工業団地 (217ha) の造成・分譲・ 管理を行う	資金	本行法第1条 及び第23条第2 項第2号	650, 000, 000	1992年10月30日	40. 6
メキシコ環境基金	メキシュにおいて、民間による小規模の環境関連事業の育成を支援するため、投資組合方式で同事業創業のための資金を出資によって支援するもの	への投融資事 業資金		805, 033, 757	1993 年 9 月 17 日	28. 6
	カラチ近郊に 1,292MW の石油火力発電所を民活ベー スで建設・運営する事業	所の建設・運営		450, 000, 000	1994年10月14日	50. 0

名称	事業内容	出資目的	出資根拠	出資累計額	当初	出資比率
				(円)	出資年月日	(%)
スマトラパルプ(株)	南スマトラ・ビリンビン地区において、アカシアの植林木を 原料とするパルプ工場を 建設、年間 45 万トュのパル プを生産する	資金	本行法第1条 及び第23条第2 項第2号		1995年4月21日	42. 7
資 (株)	上海市浦東新区において金融センタービルの建設・ 運営を行うもの	建設運営事業			1995年7月21日	21. 7
地方企業育成基金	インド地方中堅企業の 育成を支援するため、I FC,ADB等と合同で 信託基金を設立し、投資 を行なうもの	基金の設立資 金		773, 125, 000	1996年4月12日	22. 7
タイリカハ゛リーファント゛	別国の中小・中堅企業の 再建・育成を促進しよう とするもの				2001年7月13日	25. 0
金	国際連合大学に設けられる信託基金を通じて、 開発途上国から日本へ の私費留学生に対する 支援を行うもの	ら日本への私	本行法第1条 及び第23条第2 項第2号		2003 年 8 月 19 日	100.0

(注) (株) 日本国際協力機構は、2002年3月20日の臨時株主総会にて解散が決議され、現在清算手続中。